

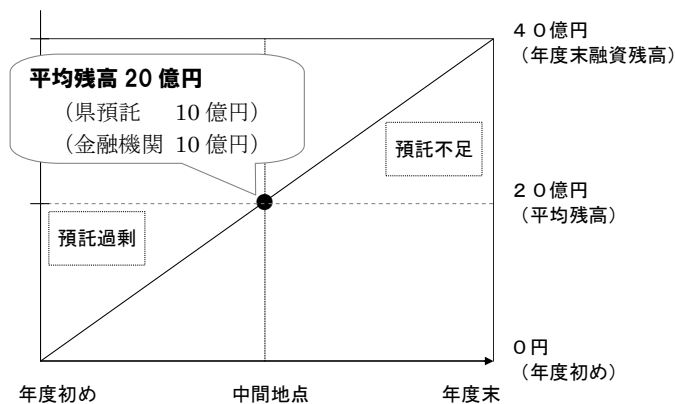
エネルギー対策特別融資制度について

1. 制度の目的

- 県内の金融機関や信用保証協会と連携して、中小企業向けのエネルギー対策特別融資制度を創設し、エネルギーの効率的利用に資する設備や、再生可能エネルギー・コジェネなどエネルギーの多様化・分散化に資する設備の導入を促進する。

2. 事業内容

- (1) 融 資 枠：平成26年度 40億円（預託額10億円、平均残高20億円）



- (2) 対象事業者：県内の事業所に設備を導入する中小企業者（個人、法人、組合）

- (3) 融資限度額：1億円（再生可能エネルギー設備 2億円）

- (4) 貸付期間：10年（再生可能エネルギー設備 15年）

- (5) 融資利率：10年以内 1.2% 10年超～15年以内 1.4%

- (6) 保証料率：0.25%～1.62%

- (7) 融資対象設備

- ① 省エネルギー設備（エネルギー効率の高い先端製造設備を含む）
- ② 再生可能エネルギー設備（売電目的の発電設備を含む）
- ③ コジェネ、高効率照明、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池
- ④ その他上記設備等と同等以上の機能を有すると知事が認めるもの

エネルギー対策
保険対象設備(注)
及びその付帯設備

(注) 中小企業信用保険法第3条の6に基づき、エネルギー対策保険の対象設備に掲げられているものを対象とする。(省エネ設備 120種類、再エネ設備 7種類)

- (8) 信用保証料率の引き下げ

中小企業者の負担を軽減するため保証料率の引下げを行う（相当額を信用保証協会に補填）。

- (9) 取扱金融機関：調整中

- (10) 制度開始日：平成26年6月2日（月）（予定）

- (11) 中小企業者に対する周知

今年度、中小企業者向けの融資制度説明会及び燃料電池・コジェネ導入セミナーを開催。省エネ設備に対する国の補助制度等についても併せて情報提供し、活用を呼びかける予定。

各商工団体・市町村に対しても、本融資制度の周知について協力を依頼する。

<融資対象設備（例）>



省エネルギー型射出成型機
(プラスチック部品)



省エネルギー型ボイラ



省エネルギー型
瞬間殺菌装置
(食料品用)



リン酸型燃料電池
(100kW)

<融資の流れ>

